

2-7 災害時の避難場所相互利用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、桶川市（以下「甲」という。）と川島町（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、住民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（以下「指定避難場所」という。）を相互利用することに関し、必要事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

第3条 甲及び乙の住民は、災害時において指定避難場所を相互に利用することができる。その利用及び利用終了にあたっては、文書（様式第1号、第2号）又は口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。

(被災者への救護等)

第4条 指定避難場所に避難している住民に対して、当該避難場所を管理する甲もしくは乙は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 指定避難場所における相手方住民への救護・救助活動等に要した経費については、甲乙の協議に基づき、その負担した経費を相互に求めることができる。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、指定避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成27年4月23日から効力を発するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年4月23日

桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長 小野克典

比企郡川島町大字平沼1175番地

乙 川島町
川島町長 飯島和夫

桶川市長 様

川島町長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用依頼書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所の利用について、下記のとおり依頼します。

記

日 時	年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：桶川市
内 容	災害時における指定避難場所の利用 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者) 川島町災害対策本部

印

TEL :

桶川市長 様

川島町長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用終了連絡書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所としての利用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：桶川市
内 容	災害時における指定避難場所の利用終了 地区名： 避難者数：
その他	

(要請担当者) 川島町災害対策本部

印

TEL :

2-8 災害時の避難場所相互利用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、北本市（以下「甲」という。）と川島町（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、住民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（以下「指定避難場所」という。）を相互利用することに関し、必要事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

第3条 甲及び乙の住民は、災害時において指定避難場所を相互に利用することができる。その利用及び利用終了にあたっては、文書（様式1号、2号）または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

(被災者への救護等)

第4条 指定避難場所に避難している住民に対して、当該避難場所を管理する甲もしくは乙は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 指定避難場所における相手方住民への救護・救助活動等に要した経費については、甲乙の協議に基づき、その負担した経費を相互に求めることができる。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、指定避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成27年7月1日から効力を発するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ各1通を保有する。

平成27年7月1日

北本市本町1丁目111番地
甲 北本市
北本市長 現 王 園 孝 昭

比企郡川島町大字平沼1175
乙 川島町
川島町長 飯 島 和 夫

北本市長 様

川島町長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用依頼書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所の利用について、下記のとおり依頼します。

記

日 時	年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：北本市
内 容	災害時における指定避難場所の利用 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者) 川島町災害対策本部

印

TEL :

北本市長 様

川島町長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用終了連絡書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所としての利用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：北本市
内 容	災害時における指定避難場所の利用終了 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者) 川島町災害対策本部

印

TEL :

2-9 災害時の情報交換等に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、川島町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という。）について定め、もって、適切で迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 川島町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- (2) 川島町災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関する事
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関する事
- (3) その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成22年12月14日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局 菊川 滋

乙) 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町長 高田康男

2-10 災害時における放送等に関する協定

川島町(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコム北関東(以下「乙」という。)は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、川島町の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 依頼する放送の内容

(3) 希望する放送の日時

(4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第9条 防災情報等の放送に関する協定書(平成25年11月15日)は、廃止する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 3月 1日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島 和夫

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤10丁目4番1号
株式会社ジェイコム北関東
代表取締役社長 今井 達雄

(別紙1)

◆ 放送要請の連絡先 (24時間365日受付)

連絡手段は、いずれの方法でも受付いたしますが、緊急時の対応はメールを優先してご利用頂きますようお願いいたします。

「ジェイコム北関東 川越局」/「メディアセンター」/「レスキューナウ危機管理情報センター」のいずれにも連絡が届く体制としています。

(防災連絡専用) メールアドレス

ML_KMC_bousai_kawajima@jupiter.jcom.co.jp

(防災連絡専用) ファックス番号: 042 (385) 3100

電話番号: 03 (5759) 6745

※関東メディアセンターが受付を委託する株式会社レスキューナウの危機管理情報センターの電話番号となります。

◆ 受付窓口担当者 (24時間365日受付)

名称 株式会社レスキューナウ危機管理情報センター
住所 〒141-0031
東京都品川区西五反田5-6-3
電話番号 03 (5759) 6745

◆ 連絡責任者 (平日 9:30~21:00、年末年始除く)

名称 株式会社ジュピターテレコム 関東メディアセンター
関東メディアセンター長
住所 〒184-0002
東京都小金井市梶野町4丁目5番1号 株式会社ジェイコム東京内
電話番号 042 (301) 0222